

原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への 緊急対策の具体化について（取りまとめ）

平成19年12月25日

原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議

最近における原油価格の急激な高騰は、国民の生活を直撃するとともに、十分な価格転嫁を行うことが難しい下請事業者をはじめとする中小企業や、漁業・農林業・運送業をはじめとする各業種に深刻な影響を与えている。

そこで、中小企業・下請事業者や各業種への対応、省エネなどの構造転換対策、国際原油市場への働きかけ等を一層強化するとともに、寒冷地・離島などの厳しい状況に置かれた国民の生活に対し、きめ細かく配慮の行き届いた対策を打ち出すことが緊急の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、12月11日に、総理主宰の下、主要閣僚・与党幹部による「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を開催し、6項目の柱からなる対策の「基本方針」を策定した。

この取りまとめは、当該「基本方針」に基づいて各項目の対策を具体化するものであり、今後、政府一体となって積極的に対策の実施に取り組んでいくこととする。

対策の大きな柱（6項目）

1. 中小企業など業種横断対策

- (1) 資金繰り支援・金融円滑化
- (2) 窓口・相談体制の整備
- (3) 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底
- (4) 下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策 —対策を通じた国民生活の安定—

- (1) 建設業の受注価格の適正化等
(公共工事・民間工事)
- (2) 漁業
- (3) 農林業
- (4) 運送業
- (5) 生活衛生関係営業
(クリーニング業、公衆浴場等)
- (6) 石油販売業

3. 離島、寒冷地など地方の生活関連対策

- (1) 離島対策
(航路、航空路線等)
- (2) 地方バス路線の維持対策
- (3) 寒冷地における生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取組への支援等

4. 省エネ、新エネなど構造転換対策

- (1) 省エネルギー技術・設備の開発・導入促進
- (2) バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進
- (3) 石油以外の化石燃料・再生可能エネルギーの開発・導入促進

5. 国際原油市場の安定化への働きかけ

- (1) エネルギー外交の強化

6. 石油製品等の価格監視等の強化

- (1) 原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査
- (2) 石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保

1. 中小企業など業種横断対策

平成19年度補正予算案：237億円
平成20年度予算案：5億円

(1) 資金繰り支援・金融円滑化

- ①中小企業の政府系金融機関からの借入金に係る既往債務に関する返済条件緩和（経済産業省、財務省）
 - ・国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び、沖縄振興開発金融公庫に対し要請（平成19年11月27日）。
- ②中小企業の信用保証協会に係る既往債務に関する返済条件緩和（経済産業省）
 - ・全国信用保証協会連合会に対し要請。更に、全国信用保証協会連合会を通じ、全国の信用保証協会に対し要請（平成19年12月7日）。
- ③政府系金融機関・民間金融機関による中小企業に対する円滑な資金供給への対応（経済産業省、金融庁、財務省）
 - ・国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、全国信用保証協会連合会に要請（平成19年12月7日）。全国銀行協会、(社)全国地方銀行協会、(社)信託協会、(社)第二地方銀行協会、(社)全国信用金庫協会、(社)全国信用組合中央協会に対し要請（平成19年12月10日）。
- ④中小企業向け金融・信用補完の基盤強化のための財政支援措置等（経済産業省、財務省）

（平成19年度補正：237億円、平成20年度：574億円の内数）

 - ・原油等の価格上昇で苦しむ中小企業の資金調達を円滑化するため、中小企業向け金融・信用補完の基盤強化に向けた財政支援等を実施。
- ⑤セーフティネット保証の対象業種の追加指定（経済産業省、財務省）
 - ・原油の価格上昇による影響は中小企業に広がりを見せているため、平成19年12月18日に、セーフティネット保証の対象業種に、原油高関連4業種（クリーニング業、強化プラスチック製品製造業等）を追加指定し、従来からの中小企業金融の円滑化対策を一層充実。

(3) 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底

- ①下請事業者への配慮等についての要請（経済産業省）
 - ・原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ、関係事業者団体（717団体）に対し、下請中小企業振興法に定める振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮を行うよう、経済産業大臣及び事業所管大臣（総理（警察庁）、総務、財務（国税庁）、厚生労働、農林水産、国土交通）連名等により要請（平成19年11月27日）。
- ②下請取引の適正化についての要請（公正取引委員会、経済産業省）
 - ・原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ、親事業者（20,140社）及び関係事業者団体（616団体）に対し、買いたたき、減額等の違反行為が行われることのないよう、下請代金法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名により要請（平成19年11月27日）。

(2) 窓口・相談体制の整備

- ①下請適正取引推進センター（仮称）の整備（経済産業省）

（平成20年度新規：4.6億円）

 - ・「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及・啓発を実施。
- ②窓口・相談体制の整備（公正取引委員会、経済産業省、各省庁）
 - ・公正取引委員会本局、中小企業庁及び各地方事務所等において相談窓口を設置し、下請代金法関係の相談・情報提供を一元的に受け付けて対応。また、全国約2,700か所の商工会議所及び商工会に相談窓口を設置し、下請代金法等に関する相談を公正取引委員会へ迅速に取り次ぐ「独占禁止法相談ネットワーク」を整備。
 - ・各省庁所管の相談窓口の更なるワンストップ化を図るため、地方支分部局間の連携体制の整備、ポータルサイトの整備等について更に検討。
- ③下請代金法違反の疑いのある行為に関する情報提供の要請（公正取引委員会、経済産業省）
 - ・下請代金法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の長に対して、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書により要請（平成19年12月11日）。

(4) 下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

- ①下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定（経済産業省、国土交通省）
 - ・「中小企業底上げ戦略」において「下請適正取引の推進」を掲げ、平成19年度内にトラック運送業のガイドラインを策定するほか、建材・住宅設備産業についてもガイドラインを策定予定。なお、素形材産業、自動車産業、建設業等の8業種は、すでにガイドラインを策定し、幅広く普及・啓発を実施。
- ②建設業法令遵守推進本部の設置（国土交通省）
 - ・「建設業法令遵守推進本部」（平成19年4月設置）において、建設業法令違反の疑いがある場合には立入検査を積極的に実施し、その結果を踏まえ、建設業法に基づく公正取引委員会への措置請求について、公正取引委員会と連携を図りながら適切に対応。
- ③下請代金法・独占禁止法の厳格な運用（公正取引委員会、経済産業省）
 - ・原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、下請代金法に基づく検査を積極的に実施し、厳正に対処。また、下請代金法や建設業法に基づく措置請求が行われた場合には、所要の調査の上、違反事実があれば厳正に対処。
- ④下請代金法違反事件処理体制の充実・強化（公正取引委員会、経済産業省）
 - ・マンパワー等の検査体制を強化し、事業者に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制の充実・強化を図る。

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策

－ 対策を通じた国民生活の安定 －

平成19年度補正予算案：169億円
平成20年度予算案：250億円

(1) 建設業

- ①土木工事標準積算基準書の徹底（国土交通省）**
・工事の発注に際して、毎月更新される最新の資材価格を使用して予定価格を算出。
- ②緊急公共工物品質確保対策（国土交通省）**
・「緊急公共工物品質確保対策」（平成18年12月策定）に基づき、国土交通省直轄工事において、工事の施工体制や資材・機械・労務の調達予定、品質管理体制、安全管理体制を厳格に調査することにより、低価格受注を防止。
- ③独占禁止法違反行為への厳正対処（公正取引委員会）**
・公共工事における著しい安値入札に関し、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処。
- ④「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・徹底（国土交通省）**
・「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成19年6月策定）について、建設業団体及び商工会議所等関係事業者への周知や積極的な講習会の開催等、周知・徹底を引き続き実施。
- ⑤地方公共団体に対する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく要請の実施（国土交通省、総務省）**
・平成19年度の入札契約適正化法実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体に対して、総合評価方式の導入・拡充、ダンピング受注対策の徹底等入札契約の一層の適正化に向けた要請の実施を予定。

(3) 農林業（農林水産省）

- ①強い農業づくり交付金のメニュー追加（ハウス被覆の多層化等）**
・平成19年度強い農業づくり交付金（平成19年度：341億円の内数）のメニュー追加（ハウス被覆の多層化等）により施設園芸の省エネルギー化を図るとともに、省エネルギー型の農業機械の導入支援を拡充し、緊急的な施設・機械整備対策を実施。
- ②省石油型施設園芸技術導入推進事業（平成20年度新規：3.7億円）**
・木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプと燃油加温機のハイブリッド加温設備など、高い温室効果ガス削減効果を持つ施設園芸用加温設備等のモデル導入を支援。
- ③家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業（平成20年度新規：0.4億円）**
・家畜排せつ物の処理過程で発生するメタンガスや消化液等を地域内の園芸生産に有効活用することにより、農畜産分野における温室効果ガス排出量を削減するモデル体系を確立。
- ④施設園芸脱石油イノベーション推進事業（平成20年度：1.6億円）**
・ガス燃焼により発生する電気、熱、二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・出荷体制の導入により、施設園芸の生産・流通における石油消費量の低減を推進。
- ⑤農林漁業セーフティネット資金**
・原油価格の高騰に対応し、経営の維持安定に必要な資金を融通。
（農林漁業金融公庫の本支店に相談窓口を設置。）

(2) 漁業（農林水産省）

- ①水産業燃油高騰緊急対策（基金）（平成19年度補正：102億円）**
・漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換を促進するため基金を設置し、省エネ設備への転換やグループ操業（共同探索船・共同運搬船の運航）への支援、小規模漁業者グループが省エネ型操業への転換を図る際の新操業形態の実証、並びに輪番制休漁者による藻場・干潟の造成等の漁場の生産力向上等の取組を支援。
- ②省エネルギー技術導入促進事業（補助）（平成20年度：9.2億円）**
・漁業者等が行う省エネルギー技術の開発・実証・普及への取組等を支援。
- ③省エネルギー推進緊急対策特別事業（融資・保証）**
・燃油高騰による漁業者の掛増しの運転資金に対する低利融資や機関保証の促進。

(4) 運送業

- ①安定的な物流コストの確保等を図るための高速道路料金の引下げ（国土交通省）（平成19年度補正：67.3億円、平成20年度：235億円）**
・安定的な物流コストの確保等を図るため、現在、高速自動車国道に導入されている深夜割引（0～4時：3割引）を拡充し、4割引とする。
- ②軽油価格高騰下における下請・荷主適正取引の推進のための緊急協力要請等（経済産業省、国土交通省）**
・トラック運送業については、荷主、元請事業者、下請事業者に対し、十分な協議による運賃設定の必要性とそのため参考となる望ましい取引形態とその具体的な事例（燃料サーチャージ制度の導入）を周知するため、12月上旬以降、全国の経済団体等に緊急協力要請を実施。
・内航海運業については、重油価格高騰下の適切なコスト分担等を全国の経済団体等に要請。
- ③トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの策定（経済産業省、国土交通省）**
・荷主、元請事業者、下請事業者の各取引において、下請代金法、独占禁止法において問題となる行為、望ましくない取引慣行等の実態及び具体的類型を把握し、適切で望ましい取引形態とその具体的な事例を提示し、関係者間の理解と信頼を共有化することを目的に、本年11月に検討委員会を設置し、年度内にガイドラインを策定。

(5) 生活衛生関係営業（クリーニング業、公衆浴場等）

- ①低利融資による支援等（厚生労働省、財務省）（平成20年度：1,750億円の内数）**
・国民生活金融公庫における生活衛生セーフティネット貸付等により、売上や業績が落ち込んでいる営業者に対して、幅広くきめ細やかに資金を供給。また、国民生活金融公庫に対し、営業者の実情に応じた返済猶予等既往債務の条件変更等についての配慮を要請（平成19年11月27日）等。
- ②一般公衆浴場の確保対策（厚生労働省）**
・物価統制令により入浴料金の上限が設けられている一般公衆浴場について、各都道府県あてに、一般公衆浴場の確保対策に努めるよう要請（平成19年12月12日）。

(6) 石油販売業（経済産業省）

- ①信用保証基金の積み増しによる特別保証枠の創設（平成19年度：70億円の積み増し）**
・原油高で仕入価格高騰等に苦しむ石油販売業者の資金繰り悪化に対応し、また、離島等における流通効率化等を支援するため、信用保証基金を積み増すと同時に、特別保証枠を設置。³

3. 離島、寒冷地など地方の生活関連対策

平成19年度補正予算案：23億円
平成20年度予算案：119億円

(1) 離島対策（航路、航空路線等）（国土交通省）

【離島航路】

① 離島航路の維持・改善（平成19年度補正：17.5億円 平成20年度：41.0億円）

・離島航路は、住民の通勤、通学、通院その他日常生活を支える重要な交通手段であり、また郵便物、生活必需品及び主要物資を輸送する生活航路でもあるため「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図る。

離島航路補助事業者に対し、当該航路を維持するために必要な補助金を交付するとともに、離島航路就航船舶のバリアフリー化に要する費用を補助。

また、地方運輸局支援のもと、官民の関係者により、離島観光を核とした交流人口の拡大による離島航路の活性化調査。さらに燃費の向上、燃料消費量の抑制、経費削減に資する設備費や操船等の様々な取組みについて運航を行い検証。



【航空路線】

② 航空機購入費補助金（運航費等）（平成20年度：4.3億円）

・離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に重要な役割を果たしており、地域的な航空ネットワークの維持及び活性化を図る観点から、離島航空路線に就航する航空会社に対し、離島航空路線の運航に係る費用等を補助。

③ 固定資産税の軽減（平成20年度減税規模：約1億円）

・離島航空路線の維持を図るため、主として離島路線に就航する航空機について、課税標準を軽減。

④ 地方航空路線の活性化策の検討

・離島・コミューター路線を含めた地方航空路線の活性化策を検討。

(2) 地方バス路線の維持対策（国土交通省）

① 地方バス路線維持対策事業（平成19年度補正：5.5億円 平成20年度：73.5億円）

・地域住民の通学・通院等の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に堪がみ、生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線を維持・確保するため、当該路線の運行により生じた欠損や当該路線の運行に必要な車両購入等に対して補助。

・原油価格高騰対策として、燃費の良い新型車両への更新を図るため、補正予算により対応。



(3) 寒冷地における生活困窮者対策など 地方公共団体の自主的な取組への支援等

① 地方公共団体の自主的な取組に対する特別交付税措置（平成19年度） （総務省）

・12月11日の「基本方針」策定を受け、即日、都道府県・市町村に対し、原油価格高騰に対する取組を促す通知を行うとともに、取組内容に関する照会を実施。地方公共団体から提出された住民等に対する支援策は、例えば以下のとおり。
（※今後異動があり得る。金額は一般財源）

(i) 生活困窮者に対する灯油購入費等の助成

（現時点での実施（検討中含む）団体：4道県及び278市町村 29億円程度）

（例）市町村が高齢者世帯・障害者世帯・母子家庭である住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5,000円～10,000円程度を助成
上記の措置を講じる市町村に対し、県が1/2を助成

(ii) その他

（現時点での実施（検討中含む）団体：22府県及び63市町村 6億円程度）

（例）社会福祉施設（養護老人ホーム等）に対する暖房費高騰分の助成
農林漁業者に対する利子補給・保証料補助
省エネ型園芸施設、漁業施設等の整備補助 等

※今後、地方公共団体に再度照会を行い、精査の上で所要一般財源の1/2について特別交付税措置を講じることとする。

② 生活保護（冬季加算）（厚生労働省）

（平成20年度：19,669億円の内数）

・国が生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の度合いに応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。生活保護基準額の中に、暖房等の費用として冬季加算を設け、11月から3月までこれを支給。

【参考】冬期加算額（札幌市で4人世帯の場合）：月額40,750円

③ 生活福祉資金（福祉資金）（厚生労働省）

（都道府県社会福祉協議会の貸付原資（1,150億円）を活用）

・低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立等を図る。なお、本制度が特に寒冷地等における灯油等の一括購入費用についても対象となることについて、都道府県に対し周知（平成19年12月11日）。

④ 歳末たすけあい運動（厚生労働省）

・平成19年の「歳末たすけあい運動」の実施に際し、灯油価格の高騰により支援を必要とする方への配分について配慮するよう、共同募金会に協力を要請（平成19年11月30日）。

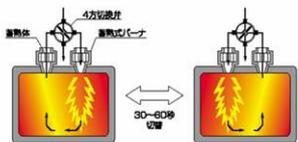
4. 省エネ、新エネなど構造転換対策

(1) 省エネルギー技術・設備の開発・導入促進

①NEDOエネルギー使用合理化事業者支援事業（経済産業省）

（平成20年度：296億円）

- 事業者が行う省エネの取組で、省エネ効果が高いと認められるものに係る設備導入費等について1/3補助。関係省庁（国土交通省、農林水産省等）と連携し、製造業者（高性能工業炉）、運送事業者（EMS（エコドライブ管理システム））、農水漁業者（漁船用高効率エンジン）等も対象。



【高性能工業炉】



【エコドライブ管理システム機器】

②環境にやさしく経済的な次世代内航船舶（スーパーエコシップ〔SES〕）の普及支援（国土交通省）

（平成20年度：40億円）

- CO₂、NO_x及び燃費の削減に資する優れた環境性能と経済性を有する船舶（SES）の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。



SES貨物船1番船
「新衛丸」

船種：貨物船兼油送船
総トン数：492総トン
就航：H19.2.15
主要航路：京浜～伊豆諸島



船尾バルブと
二重反転
プロペラ

（推進効率の向上）

③業務部門対策技術率先導入補助事業（環境省）

（平成20年度：19億円）

- 業務部門における二酸化炭素排出量の大幅な削減を実現する対策モデルを構築するため、省エネ・新エネ設備の効果的な導入を支援。



【無電極ランプ】

省エネルギー性が高く
長寿命で、フィラメント
や電極がない照明機器



【高効率空調システム】

④省エネルギー技術導入促進事業（農林水産省）

（平成20年度：9億円）

- 漁業者等が行う省エネルギー技術の開発・実証・普及への取組等を支援。



さんま棒受け網漁業における
LED技術の導入



フレンドフィン

（プロペラの推進効率向上）

(2) バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進

①日本型バイオ燃料生産拡大対策（農林水産省）

（平成20年度：80億円）

- 食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた研究開発、技術実証、意識改革等の取組を支援。

②バイオマス由来燃料導入実証事業補助金（経済産業省）

（平成20年度：11億円）

- ETBE混合ガソリンを相当数の給油所に流通させ、漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性等を検証。

③エコ燃料利用促進補助事業（環境省）

（平成20年度：8億円）

- バイオエタノールやBDF等のエコ燃料の製造・利用に取り組む事業者に対し、エコ燃料の利用に必要な設備整備に係る費用の一部を補助。

④下水道事業（国土交通省）

（平成20年度：496億円の内数）

- 下水汚泥の炭化等によるエネルギー利用を促進するための下水道管理者への支援に加え、民間活力を利用する制度を創設。

(3) 石油以外の化石燃料・再生可能エネルギーの開発・導入促進

①地域新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金（経済産業省）

（平成20年度新規：378億円）

- 地方自治体、民間事業者等による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業等に対し、事業費の一部を補助。

②エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金（経済産業省）

（平成20年度：45億円）

- 石炭・石油等の燃料を使用する工業炉、ボイラー等の天然ガス化への転換に必要な設備に対して支援。

③再生可能エネルギー高度導入地域整備事業（環境省）

（平成20年度：5億円）

- 地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用する地域の取組や、地域における住宅への再生可能エネルギーの大量導入を図る地域等の取組に対して補助。

④次世代低公害車の開発・実用化促進事業（国土交通省）

（平成20年度：8億円）

- 新燃料を利用するなど石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、試作車両の実使用条件下における走行評価を実施し、実用性の向上を図る。



5. 国際石油市場の安定化への働きかけ

(1) エネルギー外交の強化（外務省、経済産業省、文部科学省）

①各種国際機関等への分担金・拠出金

- ・「エネルギー憲章条約」（外務省）（平成20年度：1.7億円）
本条約の実施を通じて旧ソ連、中・東欧におけるエネルギー分野の貿易通過・投資の法的枠組みの整備を促進。
 - ・「国際エネルギー・フォーラム（IEF）」（外務省、経済産業省）
（平成20年度 外務省：0.1億円、経済産業省：0.3億円）
石油生産国・消費国の関係レベルの重要な対話の強化を行う。「石油データ共同イニシアティブ（JODI）」の整備を促進。
 - ・「国際エネルギー機関（IEA）」（外務省、経済産業省）
（平成20年度 外務省：6.0億円、経済産業省：3.4億円）
石油供給途絶等緊急時の対応策の整備や、石油市場情報の収集・分析、省エネ、代替エネルギー開発・利用促進、非加盟国との協力等について取組む。
 - ・「国際原子力機関（IAEA）」（外務省、文部科学省、経済産業省）
（平成20年度 外務省：84.9億円、文部科学省：2.1億円、経済産業省：1.3億円）
原子力の平和的利用の促進と軍事的利用への転用防止を目的とする国際原子力機関（IAEA）の活動への支援。
 - ・「経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）」（文部科学省、経済産業省）
（平成20年度 文部科学省：2.2億円、経済産業省：0.9億円）
原子力の平和的利用に必要な科学的・技術的な基盤を整備し発展させることを目的とする経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）の活動への支援。
- #### ②国際石炭利用対策事業等（経済産業省）（平成20年度：65.2億円）
- ・我が国の優れた石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）をアジア・太平洋地域への移転を行うため、モデル事業の実施や、研修事業などを実施。
- #### ③国際エネルギー消費効率化等基礎事業（省エネルギーセンター分）（経済産業省）（平成20年度：7.4億円の内数）
- ・アジア諸国を中心に省エネ制度構築・運用、省エネ目標・行動計画策定等の省エネの取組を推進するため専門家派遣、受入研修を実施。
- #### ④産油国協力事業の推進（経済産業省）（平成20年度：66.6億円）
- ・資源国との共同技術開発、研修生の受入れ、専門家の派遣等の人的交流事業、資源国への先進技術移転や事業環境整備等、相手国のニーズに対応して迅速な支援を行うとともに、産業人材協力等を実施。
- #### ⑤国際原子力協力の推進（平成20年度 外務省：1.6億円、文部科学省：4.3億円、経済産業省：4.7億円）
- ・核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保を大前提とした、代替エネルギーとしての原子力平和利用の拡大を可能とするための国際協力を推進。

(2) 今後の主なエネルギー外交日程

①平成20年

- ・3月 4～6日（於：ワシントンDC）
ワシントン再生可能エネルギー国際会議
- ・4月 21～22日（於：ローマ）
第11回国際エネルギー・フォーラム
- ・6月 7～8日（於：青森）
5カ国エネルギー大臣会合、G8エネルギー大臣会合
- ・7月 7～9日
G8北海道洞爺湖サミット

6. 石油製品等の価格監視等の強化

(1) 原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査

- #### ①原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査（内閣府）
- ・国民生活モニター調査を活用して、昨今の原油価格や穀物価格の上昇が生活関連物資の価格や消費者行動に与える影響を調査。

(2) 石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保（経済産業省）

- #### ①北海道における、地域別灯油価格の公表
- ・北海道においては、石油製品の都道府県別価格に加え、北海道を5地域に分け、灯油の需要集中期における「地域別灯油価格」の情報を平成19年12月から毎週提供。
- #### ②石油元売会社に対する要請
- ・石油元売会社に対し、石油製品の需要予測を踏まえた在庫水準を確保するなど、安定的な石油製品供給体制の確保、便乗値上げの防止等を要請。